

○社会福祉法人登米市社会福祉協議会  
ボランティアセンター設置規程

平成18年1月27日制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人登米市社会福祉協議会（以下「本会」という。）ボランティアセンター設置について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 本会本部にボランティアセンター及び本会支所にボランティアサブセンターを設置する。

(職員)

第3条 本会会長は、この事業を行うにあたって必要に応じて職員を配置できるものとする。

2 職員の身分については、本会職員の給与に関する規程及び臨時職員等に関する規程によるものとする。

(業務)

第4条 ボランティアセンター及びボランティアサブセンターの業務は次のとおりとする。

- (1) 住民に対するボランティア活動の啓発普及
- (2) 児童・生徒に対するボランティア体験の実施
- (3) 住民及びボランティア活動者への相談助言、登録斡旋、情報提供
- (4) 住民及びボランティア活動者への研修会の実施
- (5) 関係機関・団体との連携及び連絡調整
- (6) 災害ボランティアセンターに係る研修、人材育成
- (7) その他ボランティアセンターの運営について必要な業務

2 ボランティアセンターは、前各号のほか次の業務を行う。

- (1) ボランティアサブセンターへの連絡調整を行う

(運営委員会)

第5条 ボランティアセンターの適正な運営を図るため、ボランティアセンター運営委員会を置くことができる。

2 ボランティアセンター運営委員会について必要な事項は、本会会長が別に定める。

(災害ボランティアセンター)

第6条 災害時におけるボランティア活動の適正な運営を図るため、災害ボランティアセンターを設置することができる。

2 災害ボランティアセンターについて必要な事項は、本会会長が別に定める。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年1月27日から施行し、平成17年4月1日より適用する。

いせなりPDF 評価版